農村水力工場の残存と労働力需給構造の変化 ~イギリス初期綿業における労働市場構造分析~

茂木一之

On the Survival of the Water Mills and the Changes of the Nabour Supply Structure in the Early England Cotton Industry

Kazuyuki MOGI

1 問題意識と課題の限定

すでにおいて詳述したように(「イギリス初期綿工場における労働力の調達と労務管理」『高崎経済大学付属産業研究所紀要』第 14 号、 1979 年、「イギリス初期綿工場における労働力の調達と教区徒弟~カーリー・バンク工場の事例を中心として~」『高崎経済大学付属産業研究所紀要』第 17 巻2 号、 1982 年、「力織機への転換遅滞の諸要因~手織布工の窮乏化と労働市場構造の変化~」『高崎経済大学論集』第 30 巻 1 ・ 2 号、 1987 年)、 1780 年代に登場した農村水力工場は、その水力依存から山間部水系地帯への立地を余儀なくされたが、そのことはウォーター・フレイム紡績機が需要する不熟練労働力としての年小労働者の調達をより困難なものとした。従来の諸研究では、水力に代替する動力源としての蒸気機関の紡績工場における利用の本格化によって、都市部における綿工場立地が可能になったばかりか、深刻な労働力不足から綿工場を解放したことが大筋において定説となっていた。

確かに、農村水力工場は、その水力依存の技術体系に必然たらしめられた特殊地理的条件、すなわち紡績機原動力としての水力を求めて山間部水系地帯の人口希薄な地域への立地に伴う労働力不足を最大の経営課題としていたことには疑問の余地はないといえよう。周知のように、産業革命の初期的な段階にあっては、資本主義的な労働市場が未整備であったことから、農業など一部の産業を除いて多くの産業が労働力不足に直面していたが(1)、他の産業に先行して工場制に移行しつつあった労働集約的色彩の強い綿工場の労働力不足はより深刻であったといえよう。

とりわけ、人口希薄地域への立地を余儀なくされたアークライト工場の労働力不足は宿命的であり、また恒常的であった。たとえば、典型的なミュール型都市工場であった M'Connel & Kennedy

の工場では、その設立当初から都市部の「自由な児童」の調達を主体としていたために、あまり深刻な労働力不足には直面しなかったといわれているが $^{(2)}$ 、反面、Samuel Gregg の工場のように水力利用工場の場合には、教区徒弟依存から脱しきれず、19世紀以降も労働力の獲得が緊要な経営課題となっていた $^{(3)}$ 。Samuel Gregg の後継者である息子 Robert は 1833 年の『商工会運委員会』において次のように証言している。

「Bollington で我々は、糸繋工を獲得するのにかなり困難であったし、Bury においても、水力紡績工(water spinner)を獲得するためにかなり努力したのですが、限られた範囲でしか成功することができませんでした。......私は、労働者を調達するために人を Bolton や 0ldahm に派遣したのですが、それが不可能であることが判りました $^{(4)}$ 」。

しかしながら、前掲諸稿で述べたように、こうした労働力不足は、農村水力工場に特殊な立地条件にのみ付帯したわけではなく、多分に当面の段階における労働市場の未成熟性に規定されたものであった。また、蒸気力の登場によるアークライト型水力工場から都市工場への転換そのものも世紀転換点を画期とする明確なものではなく、一部農村水力工場は比較的長期にわたって残存していた。

従来の経済史や技術史において指摘されていたように、世紀転換点を一応の分水嶺とした水力から蒸気力への転換、したがってまた、それに規定された綿工場の労働力調達を条件づけていた労働市場構造の転換 換言すれば、水力工場の特殊な立地条件に起因する労働力不足による教徒弟への依存から「自由な児童」への転換 が、それ程は明確な画期をもつものではなく、前者の比較的長期にわたる残存、転換の比較的緩慢な展開などを指摘することができよう。加えて、農村水力工場における教区徒弟への依存度が、その最盛期においてすら従来の諸説にいわれている程には高いものではなかったということ、また教区徒弟への依存度が傾向的に低下したこと、そして教区徒弟の漸次的な消滅が必ずしも蒸気力の登場にともなうランカシャー都市部への綿工場の立地を契機とするものではなかったことなどを指摘しなければならない。農村水力工場における教区徒弟への依存度が、18世紀80~90年代においてすら、さほど高いものではなかったという点、および農村水力工場の比較的長期にわたる残存などについては、すでに別論(前掲)で触れておいたので、ここでは残余の問題点に焦点をあてて分析を深めてみたい。

2 農村水力工場の残存と停滞

19世紀に入り、蒸気機関の改良によって紡績機と蒸気力との結合が技術的に可能となり、したがって都市部における大規模な綿工場の創設が容易になった段階にあっても、しかし水力利用の綿工場が悉くその姿を消したわけではなかった。水量が豊富な地域、たとえば Cressbrook, Belper, Milford, Derby Abbey, Stayal, New Lanark などにおいては、蒸気機関の普及後も水力依存の農村水

力工場が残存していたし、一部では電動機の出現後まで操業していた工場すらあった (5)。とりわけ、蒸気力の採用が技術的未成熟性のために、その経済性に疑問がもたれていたり、適用製品目が限定されていた段階にあっては、水力の利用は、比較的安価な費用で豊富な水量が確保できるという条件のもとでは、蒸気力に対する競争力を十分に保持していたといえよう。

「…… 19 世紀の前半におけるこの国の主要な繊維産業は、蒸気力の一般的な採用によって特色づけられている。…… しかしながら、水力はその運動の非常軌性という [問題点を] 除けば、いまだより経済的であると考えられていたのである $^{(6)}$ 」。

蒸気機関の導入は、「しかしながら、農村工場の衰退を意味するものではなかった。逆に、新しい世紀の最初の 10 年代の末くらいまでは、その数は増加さえしていた。なぜなら、水力で動かされる機械は、振動を被ることが少なく、したがってまた、蒸気で動かされるそれらよりも、高番手の紡績により適していたからである (7) 」。

若干の実例をあげてみよう (8)。別稿(「イギリス初期綿工場における労働力の調達と教区徒弟~Quary Bank 工場の事例を中心として~」『高崎経済大学付属産業研究所紀要』第 17 巻、第 2 号、1982 年)においてその年小労働力調達を詳細に分析した Samuel Gregg の Quarry Bank 工場は、 1782 年に水力を主たる動力源として操業が開始された。その後操業の本格化に伴い、動力が不足するようになり、 1792 年には第 2 水車が据え付けられ、必要な流水量を確保するために、 1799 年には 456 ポンドの費用をかけて、土木技師 Peter Ewart により石造のダムが建設された。 1801 年には、工場の拡大にによって生じた動力不足に対応して 2 台の水車が増設された。 さらに、その後も生産規模の拡大が続き、 1803年当時の総紡錘数 2,920 錘に対して、 1811 年には 4,000 紡錘まで増加し、動力不足は深刻な問題となった。

こうして、同工場も 1811 年には当時すでに各地の綿工場で導入されていた蒸気機関を、主に渇水対策用動力源として Watt & Boulton 商会から購入した。 Stayal 工場に設置された蒸気機関は、10 馬力で当時同工場が必要とした動力の 4 分の 1 を賄うものであったが、それでもなお動力不足を完全に補うものではなかった。 1818 年に総紡錘数が 4,732 錘に増加すると、動力不足はいよいよ深刻なものとなり、動力不足のために年間数十日も操業を停止しなければならなかったほどであった。ところが、こうした動力不足にもかかわらず、 1810 年代の後半に至ってもなお、同工場における水力から蒸気力への転換は必ずしも順調に進行したわけではなかった。 むしろ S. Gregg は、その後さらに流水量の確保のためにダムや流水トンネルなどを多額の投資によって建設したり、 1818 年には新しい大型水車を導入したりした (9)。同工場の生産規模はその後も拡大し、 1823 年には9,600 錘に達していたが、それらを駆動するための水車、貯水池、ダム、暗渠などへの投資額も増え続け、1821 年には固定資産投資額の過半が水力設備の増強に振り向けられていた。こうして、同工場における水力利用はその後も続けられ、結局は 1904 年まで水車が主たる動力源として稼動していたといわれている。

こうした水力利用綿工場の長期にわたる残存は、しかしながら、 Stayal 工場の例にとどまるも

のではない。当時最大の水力利用工場であった Strutts の Belper 工場では、 1778 年に Derwent 川 の水利権を獲得して水車が導入されて以来、長期にわたって水車が主力動力源として活躍してきたが、 1830年代に至ってもなお水力依存に変わりはなかった。 1820年には、新規大型水車が導入されているし、 1833 年時点でも全部で 11 台の水車が稼動し、約 100 馬力の動力を提供していた 100 。

こうした水力利用の残存は、何よりも蒸気機関応用に伴う技術的問題やその効率性などがいまだ十分には解決しておらず、したがって水力利用を完全に駆逐するには至っていなかったことに起因する。周知のように、1780年代末以降、綿工場にも蒸気機関が導入されるようになったが、しかし初期の蒸気機関は、シリンダーを初めとしていくつかの技術的課題を抱えていたし、必ずしも蒸気機関の据え付けや伝導機構にも問題が残っており、水力に比較して経済効率に優れていたわけでもなかった。

Watt の蒸気機関以前に炭坑を中心として一定度の普及をみていたニューコメン機関(Newcomen engine)も、1780年代には綿工場で使用されるようになり、R. Arkwright や Robert Peel の工場でも導入されていた。しかし、その効果は期待されたほどではなかったようである。 Robert Parsley Peel は、1783年に Arkwright に続いて自身の Manchester 工場の紡績機用にニューコメン機関を導入したが、その回転にはかなりのムラがあり、殆ど実用の具とはならなかった。1787年には、Peel のパートナーであった Thomas Ainsworth が、Rennie の設立した Albion 製粉工場に蒸気機関が設置されているのを視察し、それを倣って Peel の Warrington 工場に Watt の 14 馬力蒸気機関を導入した (11)。

1790 年には、Peter Drinkwater が Manchster 工場に蒸気機関を導入し、続いて Salfordの Philips も蒸気機関の導入に踏み切った。さらに、かつて Arkwright のパートナーでもあった機械 製造業者 Peter Atherton の助言から、 R. Peel の息子 Jhon Peel が、 1791 年に 30 馬力の蒸気機関 を購入して、 Bond End 綿紡績工場に据え付けた (12)。 しかしながら、同工場に設置された Watt & Boulton の蒸気機関は、所期の性能を満足させるものではなく、 John Peel も機関の組立が完全で はなかったと不満をもっていたといわれている (13)。

もちろん、1790年代に導入された Watt & Boulton の蒸気機関の効率の悪さは、それを操作する機械工の経験や技能上の問題もあったし、据え付ける際の瑕疵なども影響していると思われるが、基本的には蒸気機関それ自体の技術的完成度がいまだ十分ではなかったことに起因するものであり、比較的早期に蒸気機関を導入した綿工場主の多くは、その稼動能力・性能、費用効果を疑問視していたといわれている (14)。

こうした蒸気機関の導入に伴う技術的問題が未解決であったことも加わって、蒸気機関の普及はこれまでの定説よりは遅滞したものであった。また、十分な水量を得られる河川部に立地した綿工場の場合、水力利用の運転費用や償却費用が蒸気機関のそれよりも安価であったことも蒸気機関の普及を遅らせる要因となった。事実、1820年頃に至ってもなお、ミッドランド東部はもちろんのこと、ランカシャーの都市部に立地していた綿工場ですら水力利用が例外的ではなかった。たとえ

ば、当時 Manchesterにあった59の綿紡績工場の殆どは、依然として Irwell, Irk, Medlock, Shooters Brook などの河川部に立地し、水力を主たる動力源としていた (15)。最も成功した二世経営者の一人 Sir Robert Peel の綿工場も、 1820 年代に入ってから Tamworth 川沿いに農村水力工場を建設している (16)。結局、「およそ 1825 年くらいまでは、工場建物の型にはさしたる変化はなかった (17)」、とすらいわれているのである。

しかしながら、こうした水力利用の長期残存が、農村工場としての農村水力工場の優位性の長期的な保持を直ちに意味するものではないことに注目しなければならない。すでに別稿(「イギリスミュール型紡績工場の跛行的技術発展と職場労働力構成~生産技術の変革と熟練~」『高崎経済大学付属産業研究所紀要』第13号、1978年)で詳述しておいたように、19世紀に入ってからのミュール機の普及・拡大には目覚しいものがあったが、それと比較して農村水力工場の相対的地位の低下は否定すべくもないと思われる (18)。ミュール型工場は、その工場数ばかりではなく規模の点においても農村水力工場を凌駕するようになっていた。たとえば、1810年代後半にはミュール型紡績工場の平均紡錘数が7,000錘を越えるようになっていたのに対して、農村水力工場のそれは2,000錘規模にとどまっていた。総じて、1810年代を分水嶺として、農村水力工場の停滞、ミュール型工場の拡大・発展が顕在化したと看取して大過ないのではなかろうか。

この点は、地域別の綿工場雇用労働力数からも確認できる。表 1 にみられるように、1818 年当

	地 域	工場数(%)	労働者数(%)	1 工場平均労働者数
Lancashire		203 (60.24)	35, 586 (62. 08)	175.30
	Manchester, Salford, Eccles	80 (23.74)	19,923 (34.76)	249.04
	Ashton u Lyne & c.	34 (10.09)	4,470 (7.80)	131.47
	01dham	19 (5.64)	1,643 (2.87)	86. 47
	Bolton	19 (5.64)	3, 262 (5.69)	171.68
	Preston	15 (4.45)	1,898 (3.31)	126.53
	Chorley, Blackburn	9 (2.67)	1,219 (2.13)	135. 44
	Bury	7 (2.08)	1,111 (1.94)	158.71
	Rochdale	7 (2.08)	796 (1.39)	113.71
	Wigan	8 (2.37)	616 (1.07)	77.00
	Warrington	5 (1.48)	648 (1.13)	129.60
Cheshire		40 (11.87)	6, 284 (10. 96)	157. 10
	Stockport & c.	30 (8.90)	4,823 (8.41)	160.77
	Macclesfield, Wilmslow	10 (2.97)	1,461 (2.55)	146. 10
	Derbyshire	7 (2.08)	4,073 (7.11)	581.86
	Nottinghamshire, Staffordshire	10 (2.97)	1,314 (2.29)	131.40
	Cumberland	7 (2.08)	847 (1.48)	121.00
Yorkshire		30 (8.90)	2,029 (3.54)	67.63
	NorthWales	2 (0.59)	1,176 (2.05)	588.00
Scotland		38 (11.28)	6,014 (10.49)	158. 26
	合 計	337	57, 323	170.10

表 1 Manchester 在住工場主所有の地域別綿工場数(1818年)

< SOURCE > Fitton,R.S. and Wadsworth,A.P., The Strutts and the Arkwrights 1758~1830;A Study of Early Factory System, Manchester, Manchester University Press, 1958, p. 196. より算定し、作成。

時における各地綿工場の雇用労働力は、ランカシャー地方への集中が明確となっており、1工場当たりの平均雇用労働者数も、ランカシャー地方、とりわけ Manchester における工場規模の大きさが顕著となっている。これに対して、東部ミッドランド地方における平均労働者数は、Nottinghamshire や Staffordshire の場合には、ランカシャーの平均値を下回るようになっている。また、Derbyshire の平均労働者数が際立っているのは、その7工場に Strutt の諸工場が含まれているからであって、それらを除けはかなり低くなると思われる。

一般的にいえば、1810年代中には、イギリス綿業に占めるランカシャー地方の位置が相対的に大きくなったのに対して、農村水力工場が集中立地していた東部ミッドランド地方のそれは低下しつつあったとみてよいであろう。すでに研究史上明らかになっているように、東部ミッドランド地方に立地した農村水力工場は、そこに従来から発達していた枠編業を市場としていたのであるが「ップ、ナポレオン戦争時の不況を契機とした東部ミッドランド地方の枠編業の衰退、さらには原棉供給市場のLondonからLiverpoolへの転換などによって、東部ミッドランドへの綿紡績工場立地に伴う利点が色褪せてくるとともに、同地方への立地には負の要因が顕在化するようになった「※」。

また、東部ミッドランドや枠編業や19世紀に入ってから生成するようになったレース業にしても、いずれも綿織布業に比較して小規模なものであり、ミッドランドに立地した綿紡績工場の紡糸を全て吸収できるだけの需要をもってはいなかった⁽²¹⁾。そうしたレース業や編糸業(hosiery industry)ですら、徐々に綿糸の供給を周辺の綿工場ではなくランカシャーにあおぐようになりつつあった⁽²²⁾。たとえば、Manchester の大綿工場経営 M'Connell & Kennedy では、その生産紡糸のうちかなりの部分を東部ミッドランド地方に供給していたといわれており⁽²³⁾、この面でも東部ミッドランドは競争から敗退し始めていたのである。

もちろん、東部ミッドランド地方における農村水力工場の停滞ないし衰退は、単に東部ミッドランド地方における枠編業の衰退や原棉市場の転換にのみ起因するとは考えられない。むしろ、18世紀末以来の急速な綿紡糸価格の低落に伴うコスト切下げ競争に、山間部水系地帯に立地した農村水力工場が対応できなくなりつつあったこと、すなわち水利権を巡る紛争の頻発、水力依存による工場規模拡大の困難性、水力確保のための固定資産投資額の増大、水力から蒸気力への転換の立後れ、そして何よりもイギリス綿紡績業の細糸紡績への特化などの諸要因が複合的に絡み合いながら、農村水力工場の停滞・衰退がもたらされたと思われる。

かくして、ナポレオン戦争以後の綿業都市人口の急速な拡大、都市工場としてのミュール型工場の増加・拡大の陰で、 1825 年恐慌以後、比較的小規模なアークライト型農村工場は徐々にその姿を消し始めていた。

「農村工場は、かつて享受していた綿工業における優位性をそれまでは喪っていなかったとしても、 1825年までには喪ってしまった。次の 25年間において、蒸気力と都市工場(Town-mill)との優位性は確実に増加した $^{(24)}$ 」。

もちろん、農村工場の衰退は従来の諸説でいわれていたよりはかなり遅くなってから顕在化したし、その衰退の速度も緩やかなものであった。したがって、当面の段階に限っていえば、アークライト型農村工場の衰退というよりは、むしろ停滞という表現が至当なのではなかろうか。ビクトリア時代における綿業の再編成を問題とした A.J. Taylor は、かつて次のように述べていた。

「ランカシャー以外の綿工業地区が、ほぼ死滅しかかっていたにもかかわらず、この間を通じて綿工業における若干の地歩を保ち続けたように、農村工場はゆっくりと都市の挑戦に晒されるようになったのである。…… 1838 年までには、明らかに水車は重要な動力設備ではなくなっていた。同年に、ランカシャーの工場に導入されていた 48,506 馬力のうち、わずかに 1,867 馬力、すなわち 18 パーセントが水力によるものであった。その 12 年後には、ランカシャー綿工業に導入されていた全動力は、 69,104 馬力に増加したが、全体に占める水力の比率は11 パーセントに減少してしまった。にもかかわらず、 1850 年においてもなお綿工業は水力による 7,518 馬力もの動力を有していたという事実は、この拡大する産業において、農村工場が自分自身の利点を守り抜こうとする頑固さを物語っているといえよう (25) 」。

ランカシャー都市部への綿工場の集中という趨勢の中で、 1850 年代に至ってもなお水力工場が根強く残存していたことは (26)、農村工場から都市ミュール型工場への転換が、それ程急速かつ徹底したものではなかったことを意味しているといえよう。しかしながら、水力工場の残存をもってして、都市ミュール型工場を核としたイギリス綿紡績業の再構成が緩慢であり、農村工場の衰退が遅滞していたことを強調し過ぎることもまた危険であろう。

すでに 1830 年代には、綿業中心地としてのランカシャーの地位は絶対的となっていたし、蒸気 力利用も Derbyshire や Yorkshire を除いて一般的となっていた。他方、 Derbyshire では 1850 年

	Cheshire	Derbyshire	Lancashire	Yorkshire	合 計
		· ·			
1838年 工場数	166	95	1, 186	173	1,620
" (比率)	(10.25)	(5.86)	(73.21)	(10.68)	
蒸気力(H.P.)	6,921	960	29, 909	1,789	39, 579
" (比率)	(17.49)	(2.43)	(75. 57)	(39.90)	
水 力 (H.P.)	1,726	2, 138	3, 558	1, 495	8,917
" (比率)	(19.36)	(23.97)	(39.90)	(16.77)	
水力依存度	19.6	69.0	10.6	46.6	18.4
1850年 工場数	145	74	1, 235	227	1,681
" (比率)	(8.63)	(4.40)	(73.47)	(13.50)	
蒸気力(H.P.)	8,744	1,584	46, 910	4, 348	61,586
" (比率)	(14.20)	(2.57)	(76. 17)	(7.06)	
水 力 (H.P.)	1,115	1,690	3, 376	1, 337	7,518
" (比率)	(14.38)	(22.48)	(44.91)	(17.78)	
水力依存度	11.7	53.2	6.7	23.5	10.9
工場数の増減	- 21	- 21	+ 49	+ 54	+ 61
蒸気力の増加	1,823	624	17,001	2, 559	22,007
u (%)	(26.4)	(65.0)	(56.8)	(143.0)	(55.6)
水力の増減	- 611	- 448	- 182	- 158	- 1, 399
u (%)	(- 35.4)	(- 21.0)	(- 5.1)	(- 10.6)	(- 15.7)

表 2 地域別綿工場動力数の推移(1838, 1850)

< SOURCE > Taylor, A.J., 'Concentration and Specialization in the Lancashire Cotton Industry, 1825 · 1850', Economic History Review, 2nd Series, Vol.6, No.2 & 3,1949, p.115, Table 1・3. より合成、計算し作成。

に至ってもなお水力利用が全動力の過半を占めていたが、 Derbyshire の綿紡績業地域としての地位の低落は否定すべくもなく、ランカシャーへの集中は傾向的ですらあった(表 2 参照)。

すなわち、これら農村水力工場の残存は、文字通り既存の水力工場の残存なのであって、新規水力工場の新設・増加を少しも意味しないからである。近年、台頭が著しい産業考古学(industrial acrchaeology)的な視点から、水力工場の残存を強調することは、かえってイギリス綿業総体にかかわる再編・転換、すなわちミュール型紡績工場への主役の交替を看過してしまうことになりかねないのである。

3 労働力需給構造の変化

かつてのイギリス綿業史あるいは綿業労働問題に関わる諸研究の定説に従うならば、アークライト型農村工場の衰退とミュール型都市工場の台頭とは、人口希薄地帯への立地に伴う労働力不足から綿工場を解放し、その結果、労働力不足解決の窮余の策であった教区徒弟の大量調達の必要性は減退し、それに代って「自由な児童」が綿工場の主たる労働力群になったとされてきた。事実、19世紀初葉には綿工場における教区徒弟は、絶対的にも相対的にもその姿を消しつつあった。

「人口の増大と移動との結果、産業革命は第二の段階に入り、労働力の供給は急速に発展する工業の需要に追いつくようになった。工業地帯では、必要に応じていくらでも [労働力を] 入手できるようになったので、『教区徒弟』を使うことは最早引合わなくなっていた [27]」。

かくして、綿工場における教区徒弟は世紀転換点には減少し始め、 1830 年代までにはほぼ完全に消滅したといわれている ⁽²⁸⁾。すでに1816年には、議会『工場児童に関する特別委員会』おいてRobert Peel は、もはや教区徒弟は綿工場における主たる労働力群ではなくなってしまったと強調し、蒸気力利用工場では「自由な児童」(free child labour)に取って代られつつあると証言している ⁽²⁹⁾。水力依存の農村工場から蒸気力利用の都市工場への転換、これが年小労働力の調達を容易にし、深刻な労働力不足のために余儀なくされた教区徒弟への依存を弱めたというのである ⁽³⁰⁾。『工場法史』の著者達は、このあたりの事情について次のように説明している。やや長文ではあるが、要約によって論旨を歪曲しないためにそのまま引用してみたい ⁽³¹⁾。

「しかしながら、しばらくすると、教区徒弟の問題はそれほど重要なものではなくなったことが明らかになった。そのことは、彼らがもはや雇用されなくなったということではなく、彼らがそうであったか、あるいはそうであると思われてきた問題について、彼らが主要な要因ではなくなったというということである。 1815 年に Peel が説明しているように、蒸気力の採用は多大な変化をもたらした。ワット型の最初の蒸気機関が、 1791 年に Manchester で導入されたが、それは 19 世紀の最初の数年間までは一般的に使用されなかった。ヨーロッパにおける平和の回復とともに、産業の巨大な発展が起こった。イギリスの製造業者たちは、自らの諸工程を改善したために、今や彼らの商品を海外の港に送り出せるようになり、その結果、依然として水力が蒸気力の補助として用いられたり、あるいはそれ自体として用いられることがあったものの、石炭、労働力、そして世界市場などが水力に増して重要な配慮が払われるよ

うになった。窮乏児童は、たとえ水力が安価であっても労働力の少ない人里離れた渓谷に立地した工場の 製造業者によって頻りに需要されてきたが、しかし、人口の豊富な中心地では、使用者の費用によって衣 食住を与えなければならない徒弟の調達に伴う面倒や責任もなしに、容易に児童労働を雇うことができた のである」。

しかしながら、教区徒弟の衰滅を農村水力工場からミュール型工場への転換に起因するものと看取することには若干の疑問が残る。すなわち、これまでに簡単に鳥瞰したように、農村水力工場は、19世紀に入ってから新規建設が停滞し始めたとはいえ、ナポレオン戦争時を通じて存続し、それ以後も急速に衰退したわけではなかったからである。農村水力工場の衰退と教区徒弟の衰滅とを短絡することは、やや乱暴な整理であると思われる。

そもそも農村水力工場における教区徒弟は、当面の時代を通じて絶対的にも相対的にも主要な労働力群ではなかった $^{(32)}$ 。それぞれの段階における教区徒弟数の正確な把握は困難であるが、 19 世紀初頭に綿工場に就業していた教区徒弟数は約2 万人といわれており、それは綿工場労働者数の約10 分の1 に過ぎなかった $^{(33)}$ 。また、 1815 年の議会『教区徒弟に関する委員会』の報告によれば、過去 10 年間に 20,026 人の教区徒弟のうち 1,493 人が綿工場に送り込まれたといわれている。しかしこうした数値は、この間における綿工場の雇用労働力の増大全体からみた場合、極めて僅かであるとしかいえないし、たとえばその 10 年間におけるランカシャーの人口増加と比較すれば、新規教区徒弟数は1パーセントを占めるに過ぎなかった $^{(34)}$ 。

もちろん、10 パーセントという比率の多少を巡っては議論の余地があるし $^{(35)}$ 、また雇用労働力中の教区徒弟の比率には個別工場間でかなりの格差があったことも否定できない $^{(36)}$ 。また、1810 年代以降の段階においても教区徒弟が綿工場で雇用されていたことは確かであるし、一部では 1840 年代に至っても教区徒弟を抱えていた工場があったことも伝えられている $^{(37)}$ 。

ともあれ、世紀転換点以降、若干の例外はあるものの綿工場における教区徒弟がその数を減少させつつあったことは否定できないであろう。仮に、農村水力工場の山間部水系地帯への立地が教区徒弟の大量調達を余儀なくさせたとするならば、そうした農村水力工場の比較的長期にわたる存続は、それらの工場における教区徒弟調達という慣行を多少なりとも存続させたであろう。しかしながら、アークライト型農村工場が集中立地した Drerbyshire においてすら、教区徒弟は徐々に自然消滅する傾向にあり、1802 年工場法成立時には、当該地の綿工場には殆ど教区徒弟の姿を認めることはできなかったといわれている (38)。たとえば、Gardom 家が経営にあたっていた Calver の綿工場のうちの1805 年に建設された第2 工場では、1802 年法の規定に基づいて同工場を訪問した視察官(visitor)の報告によれば、教区徒弟はまったく存在しなかったし、工場内の衛生状態・秩序も良好とのことであった (38)。

しかしここで注目しなければならないことは、こうした綿工場からの教区徒弟の減少ないし消滅が、各地のワークハウス(workhouse)に収容されていた被救恤児童の減少によるものとはいえないことである。たとえば、ミッドランドの一地方におけるワークハウスの収容者数は、1792年12月

の 366 名から、 1794 年 12 月には 636名 へと増加していたし、屋外被救恤民(out poor relieved) も同期間中に 1,390 名から 2,817 名へと急増している $^{(40)}$ 。こうした事例から全体を類推することには無理があるが、しかし少なくとも世紀転換点当時、教区徒弟が全体として減少していたとはいえないと推測できる。

また、教区徒弟の受け皿が綿工場だけであったわけでもない。当時、綿工場以外の繊維産業においても教区徒弟の調達が広範囲にみられたことも確かである。たとえば、West Riding 羊毛工場では London のワークハウスから大量の救恤児童を受け入れたいたし、Congleton の絹工場でも 1800 年、1801 年、1805 年に Holborn 教区から徒弟を大量調達していた。また、Dundee やその周辺の農村部にあったフラックス工場(flax mill)でも、 Edinburgh や Perth から教区徒弟を定期的に受け入れていた $^{(41)}$ 。

こうした点に着目すれば、綿工場における教区徒弟の衰滅が、必ずしも教区徒弟そのももの減少に拠るものであるとはいえないであろう。農村水力工場から蒸気力を用いたミュール型都市工場への転換というこれまでの研究史における整理が、当面の段階におけるイギリス綿工場発達史を極く簡単に類型化する場合ですら誤りであったように、初期綿工場労働問題においていわば象徴的に取り上げられてきた教区徒弟が、綿工場類型の転換を契機として消滅したという従来の構図にもまた問題があると考えられる。

教区徒弟の減少が綿工場の立地転換に起因するものでもないとするならば、それでは、綿工場からの教区徒弟の減少要因はどこに求められるのであろうか。この段階における教区徒弟の減少は、教区徒弟の雇用が労務費の観点からみた場合、必ずしも経済的ではなかったこと、教区徒弟の管理が困難でありその定着率が劣悪であったこと、自由な児童の調達が徐々に容易になったこと、さらには「死文化」していたとはいえなお若干の影響力を有していた初期工場立法により年小児童の調達・管理に規制が加えられたこと、などといういわば労働力需要側の労務管理上の要請から教区徒弟が自然消滅に向っていったといえるのではなかろうか。以下、これらの仮説的要因に関する分析を進めてみたい。

4 教区徒弟維持管理コスト

教区徒弟の維持・管理費が自宅から通勤する児童労働者と比較した場合、低劣な賃金にも関わらずやや割高であったことを指摘しなければならない。すなわち、教区徒弟のための住居、食事、衣服の提供には相当額の経常費用が必要であったし⁽⁴²⁾、一部の工場でみられた工場内菜園、売店、遊興施設、教育などにもかなりの出費が必要であった⁽⁴³⁾。

また、遠隔地からの教区徒弟の輸送費、教区徒弟の調達費、口入屋への報酬の支払なども軽視できなかったであろう。たとえば、すでに例出した Quarry Bank 工場の場合、 1823 年時点で 91 名の徒弟が徒弟宿舎に寄宿していたが、同年中の彼らの維持費は総額で 1,114 ポンド 18 シリング 10 ペ

表 3 Cuckney 工場における徒弟の損耗率 (1786年~1805年)

理由	徒 弟 数	比率
逃亡	119	15. 26
死亡	65	8.33
教区管理者への返還	51	6. 54
両親あるいはその他への帰還	45	5.77
合 計	280	35.90
雇用徒弟総数	780	

< SOURCE > Chapman, Stanley D., The Early Factory Masters; The Transition to the Factory System in the Midland Textile Industry, Newton Abbot, David and Charles, 1967, p. 170. より算定し作成。

ンスにも達していた。うち、520 ポンド 1 シリング 3 ペンスが食事費用に、120 ポンド 7 ペンスが 衣料費に充てられていた。また、徒弟宿舎に付設されていた小農園(garden)では、果物、野菜、 食肉用家畜などが栽培・飼育されていたが、それらにも相当額の費用負担が必要であった⁽⁴⁴⁾。

仮に、年間 52 週として 1 人当りの週費用を産出すると、 4 シリング 9 ペンスとなり、「自由な」児童労働者の賃金に匹敵、ないしそれを超える費用がかかっていることになり、これに教区徒弟への支払賃金を加えれば、その募集・採用費を除いた直接的労務費だけでも教区徒弟の削減、「自由な」児童への転換を工場主に促すに十分であったと看取できよう。 Manchester の大綿工場主 James M'Connel は、 1835 年に Derbyshire にあった綿工場を雇用徒弟ごと買収し、教区徒弟の雇用を継続したが、しかしそのことは同工場の経営を相当圧迫し、その後教区徒弟の雇用は削減され、40 年代初頭までにその姿は同工場から消えたといわれている (45)。

教区徒弟の雇用が、それに伴う労務費総額の観点からみた場合、工場主にとってさほど魅力あるものではなかったということのいま一つの理由は、教区徒弟の「途中損耗」が高い水準にあったことにもよる。たとえば、Hackney にあった William Toplis & Co. のCuckney 工場の場合、 1786 年から 1805 年不況までに 780 名の徒弟を雇用したが、それまでに約 280 名、 36 パーセントが「途中損耗」している(表 3 参照)。また、同工場が Hackney 教区管理者から 1794 年に獲得した 7 名の教区徒弟のうち、工場到着後 1 年も経ないで 3 名が逃亡、 2 名は教区に返還され、 1 名が死亡しており、その損耗率は極めて高かった (46)。こうした教区徒弟の途中損耗率の高さは、いかに徒弟の賃金が安価なものであったにせよ、教区徒弟に関わる労務費を相対的に割高なものとしたであろう。教区から徒弟を調達する費用、工場までの運搬費用、宿舎の建設・整備などの費用を勘考すれば、1 年も経たずしてその多くが損耗したとなれば、それらの経費の回収をますます困難にしたと思われる。

もちろん、教区徒弟の死亡率がそれほど高くはなかったことを示す史料も少なくない。たとえば、1816年の議会委員会(所謂『ピール委員会』)において、Stockportの一綿工場主は、同工場に雇用されていた教区徒弟の死亡率について、次のように証言している⁽⁴⁷⁾。

「……現在はおりませんが、かつて我々の工場には 200 名近くの徒弟がおりました。 [証言者が同工場の経営に携わるようになった] 16 年前以降の 3 年間には、彼らのうち一人も死亡しませんでした。それ以降、今日までの 13 年間においては、彼ら全員のうち 5 人、あるいは 6 人なのか確かではありませんが、それ以上は死亡しませんでした」。

しかし同証言者は続けて、それら生存した徒弟 174 名のうち、60 から 70 名はその後徒弟期間終了とともに工場を離職したと語っている (48)。教区徒弟の死亡率や健康状態について、詳細な実態を示す史料はないが、断片的な史料を総合すれば、その原因を巡る論議を別にすれば、一般に劣悪であったという評価が多いとみて大過ないのではなかろうか (49)。工場主の利害に沿った証言が相次いだ 1819 年の上院委員会においてすら、疲労や疾病などによる欠勤、離職、それに伴う労働力の途中損耗、定着率の低さなどが大きな問題となっていたことが報告されているほどであった (50)。

もう少し事例をあげてみよう。 R.Arkwright とパートナーを組んでいた Jedediah Strutt の Belper および Milford 工場では、 1805 年 12 月から 1812 年 7 月までに雇用労働者約 1,400 名のうち 400 名近くが工場を辞めている。彼らの離職理由をみると、①その他の職業への転職(男78名、女82名)、②別の土地への転住(男2名、女14名)、③賃金に対する不満(男2名、女12名)、④工場作業への不満から(男3名、女9名)、⑤健康上の理由および妊娠のため(男1名、女147名)、⑥その他(男3名、女14名)となっている (51)。しかし実際には、これら理由をあげて離職した者以外にも多数の離職者、逃亡者などがあり、それらを含めるとこの間の離職率は雇用者の過半を越えていたと思われる。

とりわけ、徒弟の場合には、一般に入職契約において徒弟期間が明記されており、徒弟契約が失効すれば、より高い賃金を求めて他の工場や職業へ転職する者が多くなるのは当然のことであろう。 工場労働に対する「嫌悪」が、いまだ社会的な風土として残存していた当面の段階においては、徒弟期間終了とともに、半独立的な職業へ移ろうとする徒弟は少なくなかったと思われる。 James Finlay & Co. の共同出資者でありまた Catrine 工場の管理責任者でもあった Archibald Buchanan は、1816年の『ピール委員会』において、次のように証言している 「82」。

こうした徒弟の高い損耗率は、しかしながら、教区徒弟などの年小労働者に限定されたものではない。成人労働者の場合もまた、一つの綿工場に長期間勤続することはむしろ稀であり、綿工場の労働移動率は全般的に高い水準にあった (53)。高水準の労働移動率は、大工場の場合も例外的ではなく、ほぼ 30 パーセントを超えていたと想定されている (54)。たとえば、 Oldknow の Mellor 工場

では、一時に300人以上の労働者を雇用したことがないにも拘わらず、1791年から1794年までの同工場の賃金台帳には600人以上の労働者が記載されており、この間の労働移動率の激しさを示唆している。こうした事例は、同工場に特殊なのではなく、Bury近くのMessrs. Peel, Yates & PeelのBurrs工場等の賃金台帳でも、在職期間の短さを確認することができる⁽⁵⁵⁾。

こうした高い労働移動率は、当時の綿工場経営者にとっても看過できない問題であったことは明らかであり、労働力の順当な調達・確保、離職率の抑制、定着率の向上などが労務管理上の最大の課題ともなっていたのである。その対策の一つが、温情主義的な労務管理であり、福利厚生施設・施策の充実であった (56)。また、Strutt の工場のように、「四半期預り金」(Quaterly Gift Money)制度を設け、予告なしに工場を離職した場合には、四半期ごとに賃金の6分の1を積み立てた預り金を没収して労働者の移動を抑制する事例も少なくなかった (57)。

さらに、労働者の企業間移動を抑制するために、前に勤務していた工場主からの離職証明書がなければ、お互いに労働者を雇用しないという一種の労働市場の企業分断化を工場主間で協定するような場合も稀ではなかった。たとえば、Darley Abbey の綿工場主 Walter Evans は仲間の工場主に次のような書簡を書き送っている (58)。

「……我々は、Darley で多数の労働者から入職を依頼されましたが、確か、あなたからの人物証明書 (charcter) を入手するまで雇用を差し控えた者を除いて何人かを雇用しました。これまでの経験からして、労働者が最後に勤務していたところからの人物証明書を入手することなしに、他の工場、とりわけ近隣の工場から労働者をお互いに雇い入れることは、非常に拙いやり方であると確信しております」。

また、こうした問題は、単に個別企業のそれにとどまらず、社会的な問題としても看取されていた。 Sir Robert Peel は、1802 年徒弟法案審議に関する 1802 年 5 月 4 日の最初の下院議会において、同法案の目的が教区徒弟の定着率向上という点にも置かれているという主旨の発言をしている。すなわち、要約すれば、種々の工場を渡り歩き一つの工場に定着しようとしない児童労働者が多いが、同法案に盛られている教育条項が実際に機能するようになり、これら児童の「道徳」に何らかの「改善」がみられるようになれば、工場主を悩ましている児童労働者の定着率の低さも改善できるようになるというのである「800」。工場法については、旧稿で分析課題としており(「近代的労務管理の生成に果したイギリス初期工場立法の役割~初期工場立法をめぐる論議を中心として~」『高崎経済大学論集』、第 24 巻第 4 号、 1982 年、「ピール工場法案をめぐる論議~イギリス初期工場立法と近代的労務管理の生の生成~」『高崎経済大学論集』第 25 巻 2 ・ 3 号、 1982 年、「1819 年法制定前夜における児童労働者の状態と労務管理」『高崎経済大学論集』第 25 巻 4 号、 1983 年)、ここでは年小労働力の定着率が低く、個別企業における労務管理上の重要な課題となっていたこと、またそのことは国家の政策上の課題でもあったことなどが確認できればよいであろう。ともあれ、多額の調達・管理費用をかけても、教区徒弟の定着率が低かったとすれば、工場主が教区徒弟の雇用を忌避しようとする動きを促進させたとことは否定できないであろう。

5 労働力の質的劣性

次に、教区徒弟の労働力としての質も問われなければならないであろう。ワークハウスから各綿工場に引取られる際、教区徒弟の「性格」、体格、健康状態などは、同年代の他の児童のそれよりも劣っていたという指摘は少なくない。工場に送られる以前の劣悪な衛生環境や生活環境にも起因するものと思われるが (©)、教区徒弟の労働力としての「質」が相対的に劣っているとすれば、工場主にとって近隣から「自由な児童」が比較的容易に調達できるならば、教区徒弟の雇用を躊躇させる要因ともなったであろう。かの Robert Owen は、 1816 年の『ピール委員会』において次のように証言している (⑤)。

「(質) いかなる年齢であろうと、ワークハウスから来た児童は、Lanark のような農村に生れた児童と同様に健康であると思いますか?――――般的に言えば、彼らはそれほど健康ではありません」。

また、New Lanark の David Dale の工場で管理者をしていた若き日の Robert Owen は、当時を回顧して次のように述べている (©2)。

「ここの人々は、劣悪な状態に囲まれていて、それら劣悪な状態は彼らの上に強く影響を与え、かれらの性格や行為を歪めていた。……ここの人々は、どこからでも誘いさえすれば手早く掻き集めてこられた者たちであって、その大多数は怠惰で、飲んだくれで、嘘つきで、誠意がなく、しかも偽信心家であった。……極く僅かばかりの例外を除けば、全工場を通じて、人々は飲んだくれで不道徳であった。……盗みなどはあたりまえで、夥しく途方もないほど行なわれていた。したがって、Dale 氏の財産はあらゆるものが掠奪され、殆ど公有財産と看做されていた。ここの人々は、所かまわず随分無理をして集められてきたのだが、それは酒を飲まないように良い家族をその家庭から切り離して当時のような経営の綿糸工場に入るように誘うことが何よりも困難であったからである」。

もちろん、こうした R.Owen の回顧は、教区徒弟を直接的に叙述したものではないが、しかしすでに述べたような労働市場の実態からして、18世紀末葉の綿工場が調達できる年小労働者の多くが、家庭の維持すら困難な窮乏民の子弟であり、ワークハウスに収容された教区徒弟であったから、こうした綿工場労働者の描写は、少なくとも教区徒弟についても的外れではないであろう。ともあれ、職場秩序の維持や生産性の向上を課題としていた綿工場主にとって、家庭との絆に薄い劣悪な「質」の労働力の雇用は可能ならば忌避したかったであろうと想定できよう (83)。

6 労働力供給構造の変化

また、農村水力工場が立地していた農村部においても、18世紀の末以来人口が増加し、教区徒弟に代えて周辺部から婦女子労働力を調達することが漸次容易になってきたことを指摘しなければならない。たとえば、Alderman Howit の Pleaseley 工場では、それまで主要な労働力群であった

教区徒弟の雇用を 18 世紀末までに廃止し、それに代えて 7 年間の雇用契約(indenture)によって 若年労働力を獲得し、成人労働者の場合にも 5 年から 12 年の雇用契約を結ぶことによって、労働力の調達と労働移動の防止とにあたるようになったといわれている。こうした「自由契約」による 労働力の調達によって、同工場ではむしろ教区徒弟受け入れに伴う労務費を節約し、労働者の定着率の向上を実現したといわれている (64)。

このように、19世紀も時代が進むにつれて、農村水力工場の中にも教区徒弟から自由契約による労働力の調達へと転換する工場が増加するようになった。たとえば、先にも引用した Catrine 工場の管理者 A.Buchanan は、農村水力工場である Deanstone 工場と Ballindallock 工場とにおける入職契約について、『ピール委員会』において次のように説明している⁽⁶⁵⁾。

「(質) 児童との契約は、徒弟入職契約(indenture of apprenticeship)によるのですか、それとも普通の契約(agreement)によっているのですか?―――週ごとの契約です。(質)何らかの予告をして[工場を]辞めるのも自由ですか?―――はい。彼らが選んだいずれかの日の終りに、賃金を受け取り、出て行くことができます。(質)その自由は相互のもので、彼らを辞めさせることもできると理解していいのですか?―――[労働者側に]何らかの不都合がないのであれば、事前に予告なしに辞めさせることはしません。(質)何らの拘束もないのですか?―――ありません」。

また、同証言者は、自らが管理責任者をしていた Catrine 工場における雇用契約についても次のように証言している (%)。

「(質) あなたのところでは徒弟を雇用していますか?―――いいえ。(質) あなたは労働者と何らかの契約を結んでいますか?―――いいえ。(質) 仮に労働者に不満があれば、彼らは何らの予告もなしに工場を辞めることができるのですか?―――彼らが辞めることを選ぶのであるならば、いかなる反対も決してしません。

さらに十分な実証を加えることはできないが、以上のような証言から類推すれば、少なくとも 1810 年代中葉には、教区徒弟に依存しなくとも自由な契約にもとづく労働力の調達が容易になり つつあったと考えられる。注目すべきは、こうした自由な労働力の調達が、都市に立地した綿工場 のみならず、山間部水系地帯に立地した農村水力工場においても容易になりつつあったということ である。農民層や独立自営職人等の分解の進展、人口増加等にともない、極度の労働力不足に喘いでいた農村工場でも周辺労働市場からの労働力調達が可能になりつつあった。農村工場から都市工 場への転換が、労働力の調達を容易にし、その結果として教区徒弟の雇用が減少したという従来の 諸説には問題があることを指摘することができると思われる。

7 工場法規制の影響

最後に触れなければならない点は、初期工場立法が教区徒弟の減少・消滅に与えた影響について

である。もっとも、既に多くの研究が指摘しているように、初期工場立法の効力については疑問視すべき点が少なくない。綿工場主や教区徒弟の送出し元の管理者の中には、1802 年法の存在すら知らない者がいたことも事実である。たとえば、Prestonのワークハウスの管理者(governer)であり、多くの教区徒弟を綿工場に送り込んでいた John Moss は、『ピール委員会』において次のように証言している⁽⁶⁷⁾。

「(質) あなたは、綿工場において一日に 12 時間以上徒弟を雇用することを禁じた議会制定法(Act of Parliament)があることを知っていますか?―――いいえ、その種のものは一度も聞いたことがありません。(質)Backbarrowの工場には、その議会法の写しがありましたか?―――いいえ、一度も聞いたことがありません。(質)そうすると、もちろんあなたは、その法律の条文を知らないのですね?―――はい。

しかしながら、初期工場立法の効力の如何を直接的に判定することは困難であるとしても、教区 徒弟の雇用に与えた初期工場立法の影響力をまったく否定してしまうことにも問題が残るであろう。 教区徒弟を直接の規制対象とした 1802 年法が、法効力に疑問があるとはいえ、教区徒弟の労働諸 条件に一定の規制を加えたことは、教区徒弟を専ら安価な労働力として雇用してきた工場主にとっ て、「自由な労働力」への転換を促す一つの要因になったことは想像に困難ではなかろう。甚だし い場合、 1802 年法による規制によって、労働力不足になったと嘆く工場主も散見できた。たとえ ば、あるキャラコ捺染業者は、 1802 年法規制のために年小労働力の調達が困難になった、と自ら 公刊した小冊子の中で次のように訴えている (88)。

「……現在、この産業 [キャラコ捺染業] では、職人(journeymen)が著しく不足しているが、我々が 1802 年以来暗黙のうちに同意しなければならなくなった徒弟数の規制によって、こうした不足が起こってきたのである」。

Burley にあった綿工場では、従来から多数の徒弟を抱え、彼らに夜業にも就業させていたが、 1802 年法の施行猶予期間(2年間)中に徒弟を大幅に減らし、「自由な労働者」に代替させた他、新たに工場を増設して従前の生産水準を維持しなければならなかったといわれている (69)。 1784 年から 1801 年にかけて、その雇用徒弟数が最高数に達していた 01dknow の工場でも、その後徒弟の新規雇用はほぼ停止状態になったが、それは「議会でのこの制度 [教区徒弟] の諸弊害が摘発され、そのさらなる規制に向けて提案がされていたためであった (70)」、とすらいわれている。

事実、 1814-15 年の下院『教区徒弟に関する委員会』の報告によれば、 1802 年徒弟法制定以降、London の各教区からの教区徒弟の供給は大幅に減少し、 1815 年までにはほぼ停止状態になった。もっとも、他の地域の教区からは、若干ではあるが綿工場への教区徒弟の送り出しが継続していたために、教区徒弟の新規供給が皆無になったわけではないが、それでも 1802 年から 1811 年末までの 10 年間における綿工場への教区徒弟の供給は、約 1,500 名と大幅に減少した (71) 。

このように、「死文」とすらいわれた1802年工場法も、しかし微量であるとはいえ、当時の綿工

場の労務管理に何らかの影響、とりわけ教区徒弟の減少傾向に一層の拍車をかけたとみて大過ないであろう。 1802 年法は、教区徒弟の労働諸条件を規制することによって、その結果として教区徒弟の減少を促したのである (72)。産業革命の暗黒面の象徴として取り上げられてきた教区徒弟 (73) の減少・消滅に 1802 年法が何らかの寄与をしたとすれば、当初から極めて控え目な「展望」しか与えられていなかった同法にも、なお若干の意義があったというべきであろう。

(茂木 一之)

- (1) Ashton, T.S., The Industrial Revolution; 1760 · 1830, Oxford, Oxford University Press, 1948, pp. 156, 167.
- (2) Lee, C.H., A Cotton Enterprise 1795 · 1840; A Hisory of M'Connel and Kennedy Fine Cotton Spinners, Manchester, Manchester University Press, 1972, p. 115.
- (3) See, Collier, Frances, The Family Economy of the Working Classes in the Cotton Industry; 1784 · 1833, Manchester, Manchester University Press, 1964, chap. 5.
- (4) Parliamentary Papers, Report from the Select Committee on Manufacturers, Commerce, and Shipping, with the Minutes of Evidence, Parliamentary Papers, Sess. 1833, vol. VI, 1833, Minutes of Evidence, p.677, Q.11367. evid. of R. Gregg.
- (5) Hills, Richard L., Power in the Industrial Revolution, Manchester, Manchester University Press, 1970, p.94.
- (6) Redford, A., Labour Migration in England; 1800 · 1850, Manchester, Manchester University Press, 1926, Second ed., 1964, pp.73 · 74.
- (7) Ashton, op.cit., pp.73·74. See, Hills, op.cit., p.112.
- (8) 以下、Stayal 工場の水車利用については、次を参照した。Hills, op.cit, pp. 104·110.
- (9) この水車については、以下を参照されたい。 Ure, Andrew., The Philosophy of Manufactures: or An Position of the Scientific, Moral, and Commercial Economy of the Factory System of Great Britain, London, Charles Knight, 1835, p.346.
- (10) Fitton, R.S. and Wadsworth, A.P., The Strutts and the Arkwrights 1758·1830; A Study of Early Factory System, Manchester, Manchester University Press, 1958, pp.207·222. See, Hills, op.cit., pp.110·114; Parliamentary Papers, Factory Inquiry Commission, Supplementary Report of the Central Board of His Majesty's Commissioners appointed to collect Information in the Manufacturing Districts, as to the Employment of Children in Factories, and as to the Propriety and Means of Curtailing the Hours of thier Labour: with Minutes of Evidence, and Reports by District Commissioners, Part 2, Parliamentary Papers, Sess. 1834, vol. XIX, 1833, D.1, Lancashire District, p.96.
- (11) Boulton & Watt 'Engine Book': Letter of Thomas Ainsworth to Boulton & Watt, 7 July 1787(BRL). cited in Chapman, Stanley D., 'The Peels in the Early English Cotton Industry', Business History, Vol.XI, No.2, 1969, p.74.
- (12) Boulton & Watt 'Engine Book': Letter of Thomas Ainsworth to Boulton & Watt, 7 July 1787(BRL). cited in S.D.Chapman, *op.cit.*, p.74.
- (13) Chapman, Stanley D., *The Early Factory Masters*; *The Transition to the Factory System in the Midland Textile Industry*, Newton Abbot, David and Charles, 1967, pp. 84, 133 · 134; S.D.Chapman, *The Peels*, p. 74.
- e.g. William Douglas of Pendleton and Holywell mills. See,13 Letters from Douglas to Boulton & Watt, 1791·1798, BRL, cited in S.D.Chapman, *The Peels*, pp.74·75.
- (15) Roland Smith, 'Manchester's Changing Role in the Lancashire Cotton Trade 1820 · 1830', B.A. Dissertation, Birmingham, 1950,pp.56 · 58, and maps, in S.D.Chapman, *The Peels*, p.75.
- (16) See W.Fairbairn, On Mill and Millwork, London, 1861; S.D.Chapman, The Peels, p.75.
- (17) S.D.Chapman, The Peels, p.75.
- (18) Chapman, Stanley D., 'Fixed Capital Formation in the British Cotton Industry, 1770 · 1815, Economic History Review, 2nd Series, Vol.XXIII, No.2, 1970, p.251.
- (19) Edwards, Michael M., *The Growth of the British Cotton Trade 1780 · 1815*, Manchester, Manchester University Press, 1967, pp.129 · 131; Fitton & Wadsworth, *op.cit.*, p.60.

- もっとも、東部ミッドランドの綿紡績工場の中には、たとえば、Strutt のように当該地域以外においても紡糸を販売しており、国内市場についても、LondonやManchesterに代理人を通じて紡糸を搬出する工場も少なくなかったし、国外市場への依存も低くはなかった。しかしながら、そうした域外市場への依存は、輸送費の面で東部ミッドランド綿工場の競争力を阻害していたことはいうまでもない。 See Fitton & Wadsworth, op. cit., $pp.297\cdot311$.
- (20) Chapman, Stanley D., 'The Transition to the Factory Sytem in the Midlands Cotton Spinning Industry', Economic History Review, 2nd Series, Vol. XVIII, No.3, 1965, pp.542 · 543. See, S.D. Chapman, The Early Factory Masters, chap.11.
- (21) Edwards, op.cit., p.130.
- (22) See, S.D.Chapman, *The Early Factory Masters*, p.212; Wadsworth, A.P. and Mann, Julia de L., *The Cotton Trade and Industrial Lancashire 1600 · 1780*, Manchester, Manchester University Press, 1931, p.269; Fitton & Wadsworth, *op.cit.*, p.60.
- (23) Lee, op.cit., chap.5; Daniels,G.W., 'The Early Records of a Great Manchester Cotton Spinning Firm', Economic Journal, Vol.25, No.98, 1915, pp.181·182.
- (24) Taylor, A.J., 'Concentration and Specialization in the Lancashire Cotton Industry, 1825 · 1850', Economic History Review, 2nd Series, Vol. II, No.2 & 3,1949, p.114.
- (25) *Ibit.*, pp.114 · 115.
- (26) Ashworth, W., 'British Industrial Village in the Ninteenth Cenury', *Economic History Review*, 2nd Series, vol.III, 1950, p.378.
- (27) Cole, G.D.H., A Short History of the British Working Class Movement 1797 · 1937, London, George Allen and Unwin, 1937, pp.38 · 39.
- (28) See, Kirby, R.G. and Musson, A.E., The Voice of the People; John Doherty, 1798 · 1854 Trade Unionist, Radical and Factory Reformer, Manchester, Manchester University Press, 1975, p.10; Unwin, G., Samuel Oldknow and the Arkwright; The Industrial Revolution at Stockport and Marple, Manchester, Manchester University Press, 1924, pp.170 · 173; S.D.Chpaman, The Early Factory Masters, p.171.
- (29) Parliamentary Papers, Report of the Minutes of Evidence, taken before the Select Committee on the State of the Children employed in the Manufactories of the United Kingdom, Parliamentary Papers, Sess. 1816(397), vol. III, 1816, pp.137·138, evid. of Robert Peel. [以下、SCSCと略記]
- (30) Fielden, Jhon, The Course of the Factory System; or AShort Account of the Origin of Factory Cruelties; of the Attempts to protect the Children by Law; of thier Present Sufferings; our Duty toward them: Injustice of Mr. Thomson's Bill; the Folly of the Political Economists; A Warning against sending the Children of the South into the Factories of the North, London, A. Cobbet, 1836, pp.8.9.
- (31) Huchins, B.L. and Harrison, A.E., A History of Factory Legislation, London, P.S. King, 1926, 3rd ed., 1926, pp.18 · 19.
- (32) See, P.P.,SCSC, Minutes of Evidence, p.341, evid. of G.A.Lee; Unwin, op.cit., pp.172·173; Redford, op.cit., pp.25·27,29; Ashton, op.cit., p.115; Collier, op.cit., p.15; Mackenzie, M.H., 'Calver Mill and its Owners', Derbyshire Archaeological Journal, Vol.LXXXIII, 1963, p.28; Clapham, J.H., An Economic History of Modern Britain; vol.I, The Early Railway Age, London, Cambridge University Press, 1926, p.374, fn.
- (33) Hammond, J.M. and Hammond B., The Town Labourer 1760 · 1832; The New Civilization, London, Longmans, 1917, rev. ed., 1966, pp. 155 · 156.
- (34) Parliamentary Papers, Report of the Committee on Parish Apprentices, Pariamentary Papers, Sess.1814 · 1815, vol.V, 1815, p.1571.
- (35) Jhon Fielden は、1802 年工場法(徒弟法)制定当時、教区徒弟は工場の主力(main body of factory)だったとしている(Fielden, *op.cit.*, p. 8.)
- (36) たとえば、Robert Peel の工場ではかつて児童労働力のほぼ全てが教区徒弟で占められていた (P.P., SCSC, *Minutes of Evidence*, p.140, evid. of Sir Robert Peel.
- (37) See, P.P.,SCSC, Minutes of Evidence, p.178, evid. of John Moss. たとえば、Gregg の工場では、1847 年まで教区徒弟の存在が認められている。See,Collier, op.cit., p.46.
- (38) S.D.Chpaman, The Early Factory Masters, p.173.

- (39) Lords Sessional Papers, Account of Cotton and Woollen Mills and Factories enterd in pursuance of the Act of Paliament 42 Geo.3, Cap.73 from 1803 to 1818 inclusive with a return of the several Visitors, & c., Lords Sessional Papers, Sess. 1819, vol.XIII, 1819, Appendix G, 48, 1 August 1807.
- (40) n.a., An Appeal to Manufacturers, on the Present State of Trade, Birmingham, printed by James Belcher, 1795, p.3.
- (41) See, P.P., SCSC, Minutes of Evidence, p.76, evid. of James Pattison; Parliamentary Papers, Report from the Select Committee on th "Bill to Regulate the Labour of Children in the Mills and Factories of the United Kingdom" with Minutes of Evidence, Appendix and Index, Parliamentary Paper, Sess.1831·32(706), vol. XV, 1832, Minutes of Evidence, pp.339,338; Redford, op.cit., p.27. Gloucester に住む Annals of Agriculture 誌への投稿者は、次のように報告している。「数日前に当市を通った York からの一紳士は、York における羊毛業の繁栄について新しい確証を我々に与えてくれた。彼は、すでに多くの機械が据えられたにもかかわらず、いまだなお羊毛業は相当の水準まで発展しつつあり、最近でも Leeds, Bradford そして Huddersfield などの近隣でさらに 70 台以上の機械が追加されていると語った。この紳士の言うところによれば、ある羊毛業者は、労働力の不足から、London のワークハウスで調達した 500 人もの救恤児童を彼の工場(workshop)に雇い入れ、機械の運転に役立たせているとのことであった」(Annals of Agriculture, vol.16,1791, p.422, cited in Hammond,J.M. and Hammond B., The Skilled Labourer 1760·1832, London,Longmans,1919, p.150.)。
- (42) 当面の段階における綿工場の教区徒弟に関わる維持費については、以下を参照されたい。 Unwin, op.cit., pp.170·173; S.D.Chapman, The Early Factory Masters, pp.169·171; Smelser, N.J., Social Change in the Industrial Revolution; An Application of Theory to the Lancashire Cotton Industry 1770·1840, London, Routledge and Kegan Paul, 1959, p.187; Collier, op.cit., pp.45·46.
- (43) アークライト型農村工場における雇用労働者の住宅、福利施設、売店などの付設については次を参照されたい。 Hacker, C.L., 'William Strutt of Derby(1756・1830'), Journal of the Derbyshire Archaeological and Natural History Society, Vol.LXXX, 1960, p.61.
 - 教区徒弟への工場内教育の付与については、以下を参照されたい。
 - P.P., SCSC, *Minutes of Evidence*, pp.17·18, evid. of Archibald Buchanan; P.P., SCSC, *Minutes of Evidence*, p.53, evid. of Joseph Mayer; Hacker, *op.cit.*, p.60.
- (44) Collier, Frances, 'An Early Factory Community', Economic Journal, Economic History Supplement, Vol. II, 1930, p.123.
- (45) Parliamentary Papers, Children's Employment Commission, Appendix to the Second Report of the Commissioners, Trade and Manufacturers, Part I, Reports and Evidence from sub·Commissioners, Parliamentary Papers, Sess. 1843
- (431), vol. XIX, 1843, Minutes of Evidence, pp.211 · 212, evid. of James McConnel.
- (46) S.D.Chapman, The Early Factory Masters, p.171.
- (47) P.P., SCSC, Minutes of Evidence, p.55, evid. of Joseph Mayer.
- (48) P.P., SCSC, Minutes of Evidence, p.55, evid. of Joseph Mayer.
- (49) さしあたり、以下を参照されたい。
 - P.P., SCSC, Minutes of Evidence, pp.97·98, evid. of George Gould; P.P., SCSC, Minutes of Evidence, pp.335·357, evid. of Nathaniel Gould; P.P., SCSC, Minutes of Evidence, pp.158·160, evid. of Thomas Whiteleg; n.a., Answers to certain Objections made to Sir Robert Peel's Bill, for Ameliorating the Condition of Children emplyed in Cotton Factories, Manchester, R.& W.Dean, 1819, p.19; Hall, William, Vindication of the Chorley Spinners, Manchester, J.Leigh, 1826, pp.6·7; Dodd, William, A Narrative of the Experience and Sufferings of William Dodd, a Factory Cripple; written by Himself, London, L. & L.Seeley, 2nd ed., 1841, pp.120·123.
- (50) Lords Sessional Papers, Minutes of Evidence on the State of the Children emplyed in the Cotton Manufactories of the United Kingdom, Lords Sessional Papers, Sess.1819, vol. XVI, 1819, Minutes of Evidence, p.10, evid. of Thomas Wilkinson; p.17, evid. of Thomas Worseley; p.72, evid. of Roger haslam; p.126, evid. of William Cummnins; p.153, evid. of Richard Coar.
- (51) Fitton & Wadsworth, op.cit., pp.230 · 232.
- (52) P.P., SCSC , Minutes of Evidence, p.10, evid. of Archibald Buchanan.
- (53) 当面の段階における労働移動率の高さについては、以下を参照されたい。
 - P.P., SCSC, Minutes of Evidence, p.55, evid. of Joseph Mayer; P.P., SCSC, Minutes of Evidence, p.10, evid. of

Archibald Buchanan; P.P., SCSC, Minutes of Evidence, p.25, evid. of Robert Owen; n.a., Debate, in a Committee of the Whole House, on the Bill for the Regulation of Cotton and other Mills, and of the Apprentices employed therein, Manchester, Nanfan & Barrow, 1802, pp.3·4; n.a., An Inquiry into the Principle and Tendency of the Bill now Pending in Parliament, for imposing Certain Restrictiond on Cotton Factories, London, Baldwin, Cardock, and Joy, 1818, p.4; Hall, op.cit., pp.6·7; Owen, Robert, The Life of Robert Owen: written by himself, with Selections from his Writings and Correspondence, Vol.1, London, Effingham Wilson, 1858, p.58; Redford, op.cit., chap.2; Lee, op.cit., pp.127·128; Hammond, The Town Labourer, p.156; Chapman, S.J. & Marquis, F.J., 'The Recruiting of the Emplying Classes from the Rank of the Wage Earnners in the Cotton Industry', Journal of the Royal Statistical Society, Vol. LXXV, Part 7, Feb. 1912, p.299; S.D.Chapman, The Early Factory Masters, pp.171·172.

- (54) たとえば、著名な McConnel & Kennedy の工場の場合、紡績工の離職率は年間 100 パーセントにも達していた (Pollard, Sidney, 'Factory Displine in the Industrial Revolution', *Economic History Review*, 2nd Series, Vol.XVI, No.2, 1963, p.256.)。
- (55) Redford, op.cit., p.22.
- (56) たとえば、Strutt の工場の場合には、温情主義的な労務管理が効を奏して、離職率が他の工場より低かったと いわれている (Fitton & Wadsworth, *op.cit.*, pp.230·239.)。
- (57) Fitton & Wadsworth, op.cit., p.233.
- (58) Fitton & Wadsworth, op.cit., pp.238 · 239.
- (59) n.a., Debate, in a Committee of the Whole House, on the Bill for the Regulation of Cotton and other Mills, and of the Apprentices employed therein, Manchester, Nanfan & Barrow, 1802, pp.3·4.
- (60) S.D.Chapman, The Early Factory Masters, p.171.
- (61) P.P., SCSC, Minutes of Evidence, p.25, evid. of Robert Owen.
- (62) Owen, op.cit., vol.1, p.58.
- (63) もちろん、教区徒弟だけが劣悪であったわけではない。「初期綿工場の成人労働者の殆どは、放蕩的労働者 (tramp labour) に頼らねばならなかった」とすらいわれている (Redford, *op.cit.*, p.22.)。
- (64) S.D.Chapman, The Early Factory Masters, p.173.
- (65) P.P., SCSC, Minutes of Evidence, p.p.20. evid. of Archibald Buchanan.
- (66) P.P., SCSC, Minutes of Evidence, p.p.7. evid. of Archibald Buchanan.
- (67) P,P,, SCSC, Minutes of Evidence, p.183, evid. of John Moss.
- (68) n.a., Considerations adressed to the Journeymen Calico Printers, by One of Thier Masters, Manchester, J. Astol, 1815, p.11.
- (69) Society for Bettering the Condition of the Poor, Report of a Select Committee of the Society upon some Observations on the late Act respecting Cotton Mills, and on the Account of Mr. Hey's visit to a Cotton Mill at Burley, are printed by Order of the Society, together with the aforesaid Observations and Account, and the Resolutions of the Magistrates of the County of Lancaster, and of the Weast Riding of the County of York, on the Subject of Apprentices to Cotton Mills, London, W. Bulmer & Co., no printed date, c1803, ,p.3.
- (70) Unwin, op.cit., p.173.
- (71) Parliamentary Papers, Report of the Committee on Parish Apprentices, Pariamentary Papers, Sess. 1814 · 1815, vol. V,1815, Report, pp.1670 · 1671.
- (72) Redford, op.cit., p.29; Webb, Sidney & Beatrice, English Local Government: English Poor Law History, Part 1: The Old Poor Law, London, Longmans, Green & Co., 1927, pp.206·207.
- (73) たとえば、Hammond, The Town Labourer, pp.146·147. を参照。